

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針に従った 「交流施設を使用する際の留意事項」

交流施設を利用する際は、当分の間、次の留意事項を必ず遵守してください。
不明な点、詳細は事務室にお尋ねください。ご理解とご協力をお願いします。

密閉・密集・密接でない使用で次の留意事項を遵守するようにお願いします。

留意事項

- 1 1階交流ラウンジは、人との距離を一席程度空けてご利用ください。
- 2 研修室各1室の定員は通常利用可能人数内のご利用とし(利用人員50名以内)、席と席との間隔は可能な限り一席は空けてください。
- 3 ホールの定員は通常利用可能人数のご利用とし(利用人員230名以内)、席と席との間隔は可能な限り一席は空け、ステージと客席の距離は2m以上確保してください。
- 4 調理室の定員は通常利用可能人数のご利用とし(利用人員24名以内)、席と席との間隔は可能な限り一席は空けてください。
- 5 大声での歓声、声援等が想定される場合には、大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ(又は個人)間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。
上記に該当しない場合は、収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- 6 ホール・調理室での飲食について、次の(1)～(5)の条件がすべて担保される場合に限り、飲食を伴うご利用が可能です。
 - (1) 食事時以外のマスク着用厳守
入場時の確認, 必要に応じたマスクの配布, イベント前の周知, イベント中の適切な監視体制の構築など
 - (2) 会話が想定される場合の飲食禁止
発声が想定される場面, 会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など
 - (3) 十分な換気
二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること、機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど
 - (4) 連絡先の把握
事前の予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - (5) 食事時間の短縮
食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど
- 7 参加者の方には、マスクの着用をお願いいたします。
- 8 主催者の方は、手指消毒を参加者に入室前に必ず行ってもらってください。
- 9 主催者の方は参加者名簿(氏名、連絡先電話番号等)を交流施設を使用する毎に、作成して保管してください。(保健所等への提出にご協力して戴く場合があります)
- 10 交流施設の扉は、開放し取っ手には極力触れないでください。
- 11 ロスナイ換気扇等を、常時作動させてください。
- 12 使用する間は、1時間毎に約2分間窓を開けて換気を行ってください。(雨天の場合は、適宜)